

# 障害者の権利守る法に

京都でシンポ 新制度を採求

来々4月から施行される障害者総合支援法が障害者自立支援法の問題点を改善していな

いと、障害者の権利が守られる新しい制度を探りあうシンポジウムが16日、京都市で行われ、140人以上が参加しました。主催は「障害者自立支援法に

異議あり！ 応益負担反対実行委員会」です。

日本社会事業大学の佐藤久夫教授、藤原精吾弁護士、立命館大学の峰島厚教授がパネリストをつとめ、同応益負担反対実行委員会の池添素事務局長がコーディネーターをつとめました。

佐藤氏は、自身が部会長をつとめた内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」は当事者が参加してまとめられたもので、必要な支援を受ける権利の確保や

すべての障害者を対象とする「谷間や空白の解消」などを掲げ、大きな意義を持つと強調。一方で、総合支援法は支援を受ける権利を示さないなど「骨格提言」と大きな落差があると批判しました。

藤原氏は、障害者権利条約を早期に批准させ、制度改革につなげていくことが重要だと訴えました。

峰島氏は、「社会保障と税の一体改革」が成立したもので、総合支援法がさらに改善される懸念を指摘し、社会福祉の権利や生存権の保障を求めてきた障害者運動が重要な役割を果たしていくことを強調しました。